

TPP交渉参加国との交換文書（当省関係のみ）

○米の米国向け国別枠の運用	1
○米の豪州向け国別枠の運用	4
○ホエイ（たんぱく質含有量 25%以上 45%未満）の数量セーフガードの運用	7
○カナダから日本へ輸出される丸太の輸出管理制度	9

注） TPPテキストの公表以後の会館配付に際しては、他省庁関連の交換文書も併せてお届け予定。

環太平洋パートナーシップ協定に定める米に関する日本による米国向けの
国別の関税割当ての運用に関する交換公文（概要）

1. 書簡の概要

米国向けのコメの国別枠における売買同時契約方式（SBS）の運用について
約束する文書。

2. 主要論点の概要

I

- (1) 農林水産省は、米国枠の米の輸入について、原則として、各会計年度
に6回のSBS入札を行う。
- (2) 農林水産省は、米国枠の米の輸入について、各会計年度の4月10日
までに、SBS入札の年間予定を政府の公式ウェブサイトにおいて公表し、
米国に通報する。
- (3) 農林水産省は、米国枠の米の輸入について、原則として、会計年度の
2ヶ月目に当該会計年度の1回目の入札を行い、及び当該会計年度を通じて
その後の入札を2ヶ月に1回行う。
- (4) 日本は、上記の年間予定からの変更を要する場合には、速やかに米国
に通報する。

II

- (1) 日本において登記されており、かつ、米を輸入する十分な能力を有す
る事業者は、SBS入札を通じて米を売り渡す資格を有する。
- (2) 米の流通業者（卸売業者及び小売業者を含む。）、米を含有する生産品
の加工業者又は製造業者又は外食産業の事業者であって米を取り扱う十分
な能力を有するものは、SBS入札を通じて米を買い受ける資格を有する。

III 日本は、短粒種、中粒種及び長粒種の区分ごとにのみ、それぞれの種類の
米の国際市場における状況（FOB価格、輸送費及び為替相場を含む。）を
反映した水準により、米国枠の下で輸入する米に関する政府買入予定価格を
設定する（米の品種又は亜種についての政府買入予定価格を設定しないが、
短粒種、中粒種及び長粒種のそれぞれについて、玄米及び精米の形態別に政
府買入予定価格を設定することができる。）。また、SBS入札の年間予定を
通報する際に、国際市場価格の評価のために使用した全てのデータを政府の
公式ウェブサイトにおいて公表する。

- IV 日本は、各会計年度の期間中、SBS入札における最低の輸入差益の水準を変更しない。また、日本は、SBSの入札方式の改善に当たり、その円滑な運用を容易にするために最低の輸入差益の水準について妥当な考慮を払う。
- V 日本は、米国産の入札の全体の数量の7パーセントを超えて当該入札における碎米の割合を設定しない。
- VI 日本は、米国産の農林水産省への米の売渡しについて、17メートル・トン未満の数量の応札を求めず、又は受け入れない。
- VII 農林水産省は、各入札の結果が確定した後速やかに、短粒種、中粒種及び長粒種に関して、玄米及び精米の別に、政府の公式ウェブサイトにおいて応札件数及び応札の総数量、落札件数及び落札の総数量、政府買入価格の加重平均値、政府買入価格の最高値及び最低値、政府売渡価格の加重平均値を公表する。
- VIII 農林水産省は、落札された札が入札における予定の数量に満たない場合には、当該入札の翌日に再度入札を行う。
- IX 日本は、入札を通じて農林水産省に売り渡された米について落札の日の後11ヶ月以内の輸出港からの発送及び落札の日の後12ヶ月以内の使用者への引渡しを認める。
- X
- (1) 日本及び米国は、各会計年度の最初の3回の入札の後に米国産の運用について議論し、米国産における米1 (HSコード: 110290.310, 110319.510, 110320.350, 110419.250, 110429.250, 190120.122, 190120.162, 190190.142, 190190.587, 190410.211, 190420.211, 190490.120 及び 210690.517 の産品) 及び米2 (HSコード: 100610.010, 100620.010, 100630.010 及び 100640.010 の産品) の区分ごとの消化率並びに各入札において当該区分ごとに日本が割り当てる比率を点検するものとし、日本及び米国が相互に合意する場合には、将来の入札において当該区分ごとに割り当てる比率について調整を行う。
- (2) 会計年度の最初の3回の入札において平均消化率が90パーセントを下回る場合には、米国産の数量が全て配分されるまで、米国産の配分されてい

ない残りの全ての量を、当該会計年度の4回目以降の全ての入札において利用可能なものにし、また、日本及び米国が合意した場合には、入札の回数及び頻度、将来の入札における丸米に対する碎米の割合、政府買入予定価格並びに入札の下で売り渡された米の船積みの期間に関し、その一部又は全ての事項について一時的な調整を行う。

- (3) 日本及び米国は、米国枠に適用される農林水産省によるSBS入札の手続の運用を検討するために毎年協議し、上記X(2)に規定する一時的な調整が行われている場合には、翌会計年度に当該一時的な調整を継続するかどうかを検討する。
- (4) 農林水産省は、米国枠の数量が連続する3会計年度のうちの2会計年度において十分に利用されない場合には、米国枠を十分に利用し得るために必要な事項(翌会計年度の全期間において、設定されている水準からの15パーセント分の最低の輸入差益の水準の即時のかつ一時的な引下げ及び日本及び米国が合意するその他の手続を含む。)について米国枠の修正を行う。

この交換公文は、日本の関係法令に従って実施され、TPP協定第28章(紛争解決)の規定に基づく紛争解決に服するものとして、TPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとする。

環太平洋パートナーシップ協定に定める米に関する日本による豪州向けの 国別の関税割当ての運用に関する交換公文（概要）

1. 書簡の概要

豪州向けのコメの国別枠における売買同時契約方式（SBS）の運用について
約束する文書。

2. 主要論点の概要

- I
- (1) 農林水産省は、豪州枠の米の輸入について、原則として、各会計年度に6回のSBS入札を行う。
 - (2) 農林水産省は、豪州枠の米の輸入について、各会計年度の4月10日までに、SBS入札の年間予定を政府の公式ウェブサイトにおいて公表し、豪州に通報する。
 - (3) 農林水産省は、豪州枠の米の輸入について、原則として、会計年度の2ヶ月目に当該会計年度の1回目の入札を行い、及び当該会計年度を通じてその後の入札を2ヶ月に1回行う。
 - (4) 日本は、上記の年間予定からの変更を要する場合には、速やかに豪州に通報する。

II

- (1) 日本において登記されており、かつ、米を輸入する十分な能力を有する事業者は、SBS入札を通じて米を売り渡す資格を有する。
- (2) 米の流通業者（卸売業者及び小売業者を含む。）、米を含有する生産品の加工業者又は製造業者又は外食産業の事業者であって米を取り扱う十分な能力を有するものは、SBS入札を通じて米を買い受ける資格を有する。

- III 日本は、短粒種、中粒種及び長粒種の区分ごとにのみ、それぞれの種類の米の国際市場における状況（FOB価格、輸送費及び為替相場を含む。）を反映した水準により、豪州枠の下で輸入する米に関する政府買入予定価格を設定する（米の品種又は亜種についての政府買入予定価格を設定しないが、短粒種、中粒種及び長粒種のそれぞれについて、玄米及び精米の形態別に政府買入予定価格を設定することができる。）。また、SBS入札の年間予定を通報する際に、国際市場価格の評価のために使用した全てのデータを政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。

- IV 日本は、各会計年度の期間中、SBS入札における最低の輸入差益の水準を変更しない。また、日本は、SBSの入札方式の改善に当たり、その円滑な運用を容易にするために最低の輸入差益の水準について妥当な考慮を払う。
- V 日本は、豪州枠の入札の全体の数量の7パーセントを超えて当該入札における碎米の割合を設定しない。
- VI 日本は、豪州枠の農林水産省への米の売渡しについて、17メートル・トン未満の数量の応札を求めず、又は受け入れない。
- VII 農林水産省は、各入札の結果が確定した後速やかに、短粒種、中粒種及び長粒種に関して、玄米及び精米の別に、政府の公式ウェブサイトにおいて応札件数及び応札の総数量、落札件数及び落札の総数量、政府買入価格の加重平均値、政府買入価格の最高値及び最低値、政府売渡価格の加重平均値を公表する。
- VIII 農林水産省は、落札された札が入札における予定の数量に満たない場合には、当該入札の翌日に再度入札を行う。
- IX 日本は、入札を通じて農林水産省に売り渡された米について落札の日の後11ヶ月以内の輸出港からの発送及び落札の日の後12ヶ月以内の使用者への引渡しを認める。
- X
- (1) 日本及び豪州は、各会計年度の最初の3回の入札の後に豪州枠の運用について議論し、豪州枠における米1 (HSコード: 110290.310, 110319.510, 110320.350, 110419.250, 110429.250, 190120.122, 190120.162, 190190.142, 190190.587, 190410.211, 190420.211, 190490.120 及び 210690.517 の産品) 及び米2 (HSコード: 100610.010, 100620.010, 100630.010 及び 100640.010 の産品) の区分ごとの消化率並びに各入札において当該区分ごとに日本が割り当てる比率を点検するものとし、日本及び豪州が相互に合意する場合には、将来の入札において当該区分ごとに割り当てる比率について調整を行う。
- (2) 会計年度の最初の3回の入札において平均消化率が90パーセントを下回る場合には、豪州枠の数量が全て配分されるまで、豪州枠の配分されてい

ない残りの全ての量を、当該会計年度の4回目以降の全ての入札において利用可能なものにし、また、日本及び豪州が合意した場合には、入札の回数及び頻度、将来の入札における丸米に対する碎米の割合、政府買入予定価格並びに入札の下で売り渡された米の船積みの期間に関し、その一部又は全ての事項について一時的な調整を行う。

- (3) 日本及び豪州は、豪州枠に適用される農林水産省によるSBS入札の手続の運用を検討するために毎年協議し、上記X(2)に規定する一時的な調整が行われている場合には、翌会計年度に当該一時的な調整を継続するかどうかを検討する。
- (4) 農林水産省は、豪州枠の数量が連続する3会計年度のうちの2会計年度において十分に利用されない場合には、豪州枠を十分に利用し得るために必要な事項(翌会計年度の全期間において、設定されている水準からの15パーセント分の最低の輸入差益の水準の即時のかつ一時的な引下げ及び日本及び豪州が合意するその他の手続を含む。)について豪州枠の修正を行う。

この交換公文は、日本の関係法令に従って実施され、TPP協定第28章(紛争解決)の規定に基づく紛争解決に服するものとして、TPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとする。

環太平洋パートナーシップ協定に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府との間のホエイ（たんぱく質含有量 25%以上 45%未満）の数量セーフガードの運用に関する交換公文（概要）

1. 書簡の概要

ホエイ（たんぱく含有量 25%以上 45%未満）の数量セーフガード発動の運用の細則を定める文書。

2. 主要論点の概要

- 日本国は、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二-D（関税の撤廃の表）の日本国の表の付録B-1（農産品セーフガード措置）第D節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる前に、同節5(a)に定めるいずれかの条件が満たされているかどうかについて評価を行う。
- TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二-D（関税の撤廃の表）の日本国の表の付録B-1（農産品セーフガード措置）第D節5(a)(i)の規定の適用上、日本国の国有企業による脱脂粉乳の輸入又は予定される輸入のうち次の割当てに基づくもの以外は、日本国の会計年度の残余の期間について、日本国における脱脂粉乳の国内的な不足の存在を決定的に示すものとみなす。
 - (i) 「一般の用途に供される指定乳製品等」についての世界貿易機関設立協定上の日本国の割当て
 - (ii) 日本国のその他の自由貿易協定に基づいて設定された割当て
- 日本国は、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二-D（関税の撤廃の表）の日本国の表の付録B-1（農産品セーフガード措置）第D節5(a)(ii)に定める条件が存在するかどうかを確認するため、日本国における脱脂粉乳の市場の包括的な評価を行い、及び当該包括的な評価を行うに当たっては、他の事項とともに、次の事項を考慮する。
 - (a) 脱脂粉乳の日本国における生産及び在庫についての過去の記録及び傾向
 - (b) 脱脂粉乳の日本国における卸売価格についての過去の記録及び傾向
 - (c) 日本国における脱脂粉乳の市場に対して明らかな影響を及ぼす最近の自然災害又は長期の異常気象

本交換公文は、日本の関係法令に従って実施され、T P P協定第28章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、T P P協定の効力発生の日に効力を生ずるものとする。

林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文（概要）

1. 書簡の概要

カナダから日本へ輸出される丸太の輸出管理制度の運用について約束する文書。

2. 主要論点の概要

- カナダ及び日本国は、他の事項とともに、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意する。同委員会は、T P P協定がカナダ及び日本国について効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の間に、林産物の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること及びその後の毎年の恒常的な議題とすることを約束する。また、同委員会は、両国政府が定める以下の了解について検討することを約束する。両国は、この書簡に定める了解に関する問題を同委員会に提起することができるものとし、同委員会は、当該問題を解決するよう努める。問題を提起されたカナダ又は日本国は、他方の立場に対し好意的な考慮を払う。
- カナダ政府は、協定の実施に当たり、自由化された林産物の貿易に関連し、全ての種類の丸太の輸出についてのT P P協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・三条（内国民待遇）及び第二・十一条（輸入及び輸出の制限）の規定の適用に関する例外にかかわらず、輸出入許可法並びに同法についての適用可能な通知及び規則並びに州の及び準州の法令に定める手続に従った日本国に向けた丸太の輸出についての申請を受けた場合には、許可証を発給するものとする。
- カナダ及び日本国は、この書簡のいかなる規定も、全ての種類の丸太の輸出に関する現行の措置に関連するカナダの現行の慣行及び手続についてその他の影響を及ぼすものではないことを確認する。カナダ及び日本国は、丸太の輸出について、W T O協定に基づく権利及び義務を維持するものとし、丸太の輸出に関連する問題に関する紛争は、W T Oの下で解決する。